

江別市民健康づくり推進協議会規程

昭和54年6月15日

(訓令 第18号)

(設置)

第1条 市民自らの健康意識の高揚と積極的な健康づくりの実践を通し、地域住民の総合的な健康づくりを推進するため、江別市民健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 健康づくりの正しい知識の普及啓もうに関すること。
- (2) 各種健康づくり事業の資料収集及び実施に関すること。
- (3) その他市民健康づくりに関する必要な事項。

(組織等)

第3条 協議会は、17人以内の委員で組織する。

2 委員は、関係機関及び団体の中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会を招集し、会議の議長となる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、健康福祉部に置く。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。